

児童扶養手当についてお知らせ

父母の離婚などで父または母と生計を同じくしていない児童を監護・養育している方に支給されるものです。

なお、児童扶養手当の支給は監護・養育されている児童が18歳に達した年度末（政令で定める障がいのある児童の場合は20歳（ただし、再認定が必要））までです。

手当を受けられる方は

日本国内にお住まいの方で（住民基本台帳に記録されている外国人も含まれます。）、次のような児童（手当の対象となる児童）を監護しているお母さん、お父さん（お父さんの場合は、生計を同じくしていることが必要）や養育している祖父母、おじ、おば、兄弟その他の方です。

平成26年12月から、児童扶養手当の支給対象とされていなかった公的年金（例えば、老齢年金・障害年金・遺族年金など）を受けている方（受ける事ができるようになった方も含みます。）について、年金の額に応じて、手当の額の一部が支給（額に応じてすべて支給停止の場合もあります）されます。

児童扶養手当	
対象者	対象者 父又は母と生計を共にしていない児童を養育している方に支給されます。 ※所得が多い場合支給されないことがあります。 ※H22年8月から父子家庭も対象となりました。
支給期間	児童が18歳に達した年度末まで（政令で定める障がいのある児童の場合は20歳まで）
支給金額	・ 子ども1人の場合 全部支給：42,290円 一部支給：42,280円～9,980円（所得に応じて決定されます） ・ 子ども2人目の加算額 全部支給：9,990円 一部支給：9,980円～5,000円（所得に応じて決定されます） ・ 子ども3人目以降の加算額（1人につき） 全部支給：5,990円 一部支給：5,980円～3,000円（所得に応じて決定されます）

特別児童扶養手当等についてお知らせ

特別児童扶養手当	
対象者	障がい児を監護、養育する父母または養育者に対して支給します。 ※所得が多い場合支給されないことがあります。
支給期間	20歳の誕生日の前月まで
支給金額	お問い合わせ下さい。

障がい児福祉手当	
対象者	在宅の重度障がい児で、日常生活活動が著しく制限され、介護を要する状態にある者に対して支給します。 ※所得が多い場合支給されないことがあります。
支給期間	20歳の誕生日の前月まで
支給金額	お問い合わせ下さい。

特別障がい者手当	
対象者	在宅の最重度障がい者で、常時特別の介護を要する状態にある者に対して支給します。 ※所得が多い場合支給されないことがあります。
支給期間	20歳以上
支給金額	お問い合わせ下さい。

【詳しいお問い合わせ先】 役場福祉課 ☎77-3614